

長野市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

第1 定義及び趣旨

ネーミングライツとは、市が設置する施設（施設内の棟や室等、施設の一部を対象とする場合も含む。）又は事業（以下「施設等」という。）の愛称として、ネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」という。）の企業名や商品名等を付与させる代わりに、当該パートナーからその対価を得て、当該施設等の管理運営や利用者のサービス向上を図る制度です。

このガイドラインは、市有施設等のネーミングライツの適切な導入を図るに当たり、対象施設等や、募集の方法、応募者の選定等について基本的な考え方をまとめたものです。

第2 導入の手続

ネーミングライツは、あらかじめ市が選定した施設等についてパートナーの募集を行う場合（以下「施設特定型」という。）と、パートナーとなることを希望する団体等からの提案を募集する場合（以下「提案募集型」という。）があります。

(1) 「施設特定型」の場合

- ① 対象施設等及び募集要項の決定
- ② パートナーの募集
- ③ ネーミングライツ選定委員会（以下「選定委員会」という。）の開催
- ④ パートナー及び愛称の決定
- ⑤ 契約の締結
- ⑥ 施設等の表示変更等及び事前周知
- ⑦ 愛称の使用開始

(2) 「提案募集型」の場合

- ① 募集要項の決定
- ② パートナーとなることを希望する団体等からの提案の募集
- ③ 施設等の所管部局による提案内容の審査
- ④ 提案に対する採否の決定（通知）
- ⑤ 選定委員会の開催
- ⑥ パートナー及び愛称の決定
- ⑦ 契約の締結
- ⑧ 施設等の表示変更等及び事前周知
- ⑨ 愛称の使用開始

第3 導入対象施設等

市が設置する施設等のうち、多くの市民が利用し、ネーミングライツの導入によって、一定の広告効果や利用者の増加など施設等の更なる有効活用が期待されるものを対象とします。

なお、それぞれの施設等の設置目的、性格、利用形態等を勘案し、愛称を冠するこ

とが適当ではないと判断される施設等は対象外とします。

第4 募集条件

市は次の条件でパートナーを公募します。

(1) 契約期間

施設についての契約期間は3年以上を原則とし、施設の性格等により決定します。ただし、催事等の事業については、1回ごとの契約も可能です。

なお、契約したパートナーは、次回契約に際して優先的に交渉することができます。

(2) 希望金額

施設等の利用者数や類似施設の状況、メディアへの露出状況等を総合的に勘案し、施設ごとに決定します。

(3) 応募資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、以下の条件に該当しない者を対象とします。

- ① 法令等に違反しているもの
- ② 市税を滞納しているもの
- ③ 市から入札参加資格の指名停止を受けているもの
- ④ 民事再生法（平成11年法律第 225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第 154号）による更正手続中のもの
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）で、風俗営業と規定されるもの
- ⑥ 代表者等（役員及び経営に事実上参加している者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員等であるもの
- ⑦ 上記のほか、ネーミングライツを取得することが適当でない認められるもの

(4) 愛称の条件

ネーミングライツにより付与される愛称は、施設等の設置目的や性格にふさわしく、市民の理解が得られるものとし、長野市広告掲載取扱要綱第3第1項各号に掲げる内容を含まないものとします。

また、契約期間内における愛称の変更はできません。

なお、この愛称は、一般的な呼称として用いられる名称であり、市の条例等で定められている正式な施設名を変更するものではありません。

(5) 費用負担

市とパートナーの費用負担は、次によるものとし、契約終了後の原状回復についても同様の取扱いとします。

なお、パートナーが負担する費用については、契約金額とは別に負担していただくものとします。

区分	費用負担	備考
敷地内の看板、標識等の表示変更	パートナー	
敷地外の看板、標識等の表示変更	パートナー	
市が発行する印刷物やホームページの表示変更	市	契約締結後作成分

※表示の変更は関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行います。

※看板、標識等の新設については、別途協議します。

第5 募集方法

(1) 募集方法

パートナーの募集は原則として公募とし、「施設特定型」では、対象となる施設等ごとに、「提案募集型」では、募集の都度、募集要項を作成します。

作成した募集要項は、広報ながのや市のホームページに掲載する等、幅広く周知します。

(2) 募集期間

原則として、30日間以上の募集期間を設定します。

(3) 応募がなかった場合

募集期間内に応募がなかった場合は、募集条件を見直した上で再度の募集を行うことも含め、募集の可否を再検討します。

第6 選定方法

(1) 選定委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、関係部局の職員ほか関係者で構成する選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、パートナーの優先候補者を選定します。

また、優先候補者の選定に当たっては、別途選定基準を定め、総合的な審査を行います。

(2) パートナーの決定及び公表

市は、優先候補者と契約内容について協議を行い、合意に至った時点で契約を締結します。

パートナーが決定した場合は、広報ながのや市のホームページ等を通じて、パートナーの名称、施設等の愛称、契約金額、契約期間等について広く公表します。

第7 契約の解除

契約締結後、パートナーが第4第3号の資格を喪失、又は喪失することが明らかになった場合、社会的信用を損なう行為等により市又は施設等のイメージが損なわれた、又は損なわれる恐れがある場合等、パートナーとして適当でないと認められる場合には、市は契約満了を待たず契約を解除することがあります。

この場合、看板、標識等の原状回復等、契約解除に伴い必要となる費用については、パートナー側の負担とします。

第8 施行時期

このガイドラインは、平成26年2月26日から施行します。